

議案第14号

損害賠償請求事件に係る和解について

次のとおり損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

丙 米子市 個人

2 和解の要旨

原告らに対して、利害関係人（当時の学校長）が謝罪を行った上で、次のとおり和解する。

- (1) 県は、解決金800,000円を和解の相手方甲に支払うものとすること。
- (2) 和解の相手方甲、乙及び丙は、その余の請求をいずれも放棄するものとすること。
- (3) 県並びに和解の相手方甲、乙及び丙は、県と和解の相手方甲、乙及び丙との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとすること。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とするものとすること。

3 事件の概要

和解の相手方甲が平成28年6月から同年9月頃まで非行行為を繰り返していたことを懲戒退学処分相当と判断し、同年10月に退学勧奨し、自主退学したことについて、学校の対応に問題があるとして、和解の相手方甲、乙及び丙が、1,600,000円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解の理由

鳥取地方裁判所から和解勧告があり、裁判所からの心証開示の結果を踏まえ、早期解決の必要などを考慮すると、和解に応じるのが相当であることから、これに応じようとするものである。